

証券コード 3317
平成29年6月6日

株 主 各 位

栃木県小山市本郷町三丁目4番18号
株 式 会 社 フ ラ イ ン グ ガー デ ン
代表取締役社長 野 沢 八 千 万

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県小山市犬塚二丁目29番2号
「メゾン エルミタージュ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fgarden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用状況が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、アメリカ大統領選やイギリスEU離脱問題等による為替や株価の急激な変動に加え、個人消費も停滞したことから、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、原材料価格の上昇や人手不足を背景とした人件費の高騰に加え、消費者の節約志向が強まるなど依然として経営環境は厳しい状況となっております。

このような環境下で、当社は計画的な改装や季節のデザートメニューの投入を継続し、さらにメニューの絞り込みを行うなど、品質の安定と向上に努めてまいりました。

店舗数につきましては、当事業年度中に1店舗閉店しましたので、当事業年度末の店舗数は62店舗となりました。

当事業年度の業績につきましては、既存店売上高が堅調に推移したことにより、売上高はほぼ前年並みとなりました。利益面では人件費は増加したものの、水道光熱費の低減が引き続き寄与したことに加え、経費節減に努めたことから、営業利益、経常利益、当期純利益ともに増加いたしました。

この結果、当事業年度の売上高につきましては7,145,908千円(前年同期比1.0%減)、営業利益につきましては299,686千円(前年同期比19.6%増)、経常利益につきましては312,839千円(前年同期比20.7%増)、当期純利益は188,294千円(前年同期比52.5%増)と減収増益となりました。

## ② 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額119,933千円であり、その内訳は、次のとおりであります。

| 設備の内容  | 投資額       |
|--------|-----------|
| 既存店舗投資 | 118,373千円 |
| その他    | 1,560千円   |

## ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 33 期<br>(平成26年3月期) | 第 34 期<br>(平成27年3月期) | 第 35 期<br>(平成28年3月期) | 第36期(当期)<br>(平成29年3月期) |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高(千円)                             | 6,928,935            | 7,150,230            | 7,218,969            | 7,145,908              |
| 経 常 利 益(千円)                           | 98,166               | 133,422              | 259,246              | 312,839                |
| 当期純利益又は当期<br>純損失(△) (千円)              | △31,709              | 47,600               | 123,506              | 188,294                |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円) | △21.93               | 32.93                | 85.44                | 130.27                 |
| 総 資 産(千円)                             | 3,394,009            | 3,268,701            | 3,176,749            | 3,031,843              |
| 純 資 産(千円)                             | 1,158,786            | 1,162,947            | 1,243,051            | 1,387,982              |
| 1株当たり純資産額 (円)                         | 801.60               | 804.52               | 859.96               | 960.23                 |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

外食業界におきましては、消費者ニーズの多様化や外食機会の減少による顧客獲得競争の激化等、企業間競争はますます厳しくなっております。

これに対し当社は、以下の項目を対処すべき重点課題としてとらえていく所存であります。

- ① 食材の安心・安全の追求
- ② 工場稼動による品質の安定と向上
- ③ 営業体制の強化
- ④ 人材獲得及び教育研修の強化
- ⑤ 労働環境の整備
- ⑥ 内部統制の充実した組織の強化

今後は、全社員一丸となって以上の課題に積極的に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は「私達は人類の幸福を向上させるために、思いやりの心を持つ優秀な人材を採用育成し、社員の幸せと、お客様満足度日本一のレストランチェーンを築き、適正利潤を確保し、社会貢献致します。」という経営理念のもとに、ハンバーグ・チキンをメニューの中心とした郊外型レストラン「フライングガーデン」の直営多店舗展開を事業の主たる内容としております。

当社の出店形態は、郊外型のロードサイド店を中心とし、出店地域は栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県となっております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 本社   | 栃木県小山市本郷町三丁目4番18号     |     |
| 栃木工場 | 栃木県河内郡上三川町大字多功2579番地3 |     |
| 店舗   | 埼玉県                   | 18店 |
|      | 栃木県                   | 16店 |
|      | 茨城県                   | 13店 |
|      | 群馬県                   | 11店 |
|      | 千葉県                   | 4店  |
|      | 合 計                   | 62店 |

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 161（739）名 | 7名増（19名減） | 35.0歳 | 9.4年   |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借入先            | 借入額       |
|----------------|-----------|
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 111,413千円 |
| 株式会社 常陽銀行      | 99,522    |
| 株式会社 足利銀行      | 98,605    |
| 株式会社 群馬銀行      | 53,550    |
| 株式会社 みずほ銀行     | 33,888    |
| 株式会社 商工組合中央金庫  | 8,678     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,449,168株
- (3) 株主数 1,396名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名       | 持株数      | 持株比率  |
|-----------|----------|-------|
| 野沢八千      | 416,390株 | 28.8% |
| 有限会社アクティヴ | 120,960  | 8.4   |
| 野沢卓史      | 66,124   | 4.6   |
| F G 持株会   | 65,116   | 4.5   |
| 野沢通子      | 54,144   | 3.7   |
| 野沢良史      | 51,724   | 3.6   |
| 須田忠雄      | 31,844   | 2.2   |
| 株式会社足利銀行  | 28,800   | 2.0   |
| 綾羽静江      | 23,100   | 1.6   |
| 市川幸男      | 16,700   | 1.2   |

（注） 持株比率は自己株式（3,700株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況               |
|---------------|-----------|----------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 野 沢 八 千 万 |                            |
| 常 務 取 締 役     | 野 沢 卓 史   | 営 業 支 援 本 部 長<br>兼 社 長 室 長 |
| 常 務 取 締 役     | 長 野 令     | 営 業 本 部 長<br>兼 立 地 開 発 部 長 |
| 取 締 役         | 片 柳 紀 之   | 財 務 部 長                    |
| 取 締 役         | 本 城 弘     | 商 品 開 発 部 長                |
| 取 締 役         | 宮 村 哲 也   | 購 買 部 長                    |
| 取 締 役         | 関 根 則 次   | 関根公認会計士事務所所長               |
| 常 勤 監 査 役     | 石 島 仁 司   |                            |
| 監 査 役         | 荒 井 真 澄   |                            |
| 監 査 役         | 内 野 直 忠   | 公認会計士内野直忠事務所所長             |
| 監 査 役         | 石 川 伸 治   | ウチノ税理士法人代表社員               |

(注) 1. 取締役関根則次氏は社外取締役であります。

2. 監査役石島仁司氏、監査役荒井真澄氏、監査役内野直忠氏及び監査役石川伸治氏は社外監査役であります。なお、当社は、石川伸治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役内野直忠氏及び監査役石川伸治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・監査役内野直忠氏は公認会計士の資格を有しております。
- ・監査役石川伸治氏は税理士の資格を有しております。

4. 平成28年6月23日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって監査役白岩正敏氏は辞任により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分            | 支給人員      | 報酬等の額               |
|----------------|-----------|---------------------|
| 取<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 56,474千円<br>(1,890) |
| 監<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4)  | 10,807<br>(8,962)   |
| 合<br>(うち社外役員計) | 12<br>(5) | 67,281<br>(10,852)  |

- (注) 1. 監査役の報酬等の総額には、平成28年6月23日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役7名(うち社外取締役1名)及び監査役4名(うち社外監査役4名)であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月29日開催の第21期定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第25期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額4,029千円(取締役7名に対して3,692千円(うち社外取締役90千円)、監査役5名に対して337千円(うち社外監査役262千円))が含まれております。

## (3) 社外役員の状況

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役関根則次氏は、関根公認会計士事務所の所長であります。当社は関根公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

監査役内野直忠氏は、公認会計士内野直忠事務所の所長であります。当社は公認会計士内野直忠事務所との間に特別な関係はありません。

監査役石川伸治氏は、ウチノ税理士法人の代表社員であります。当社はウチノ税理士法人との間に特別な関係はありません。

## ②取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（12回開催） |        | 監査役会（2回開催） |        |
|---------|-------------|--------|------------|--------|
|         | 出席回数        | 出席率    | 出席回数       | 出席率    |
| 取締役関根則次 | 12回         | 100.0% | —          | —      |
| 監査役石島仁司 | 10          | 100.0  | 1回         | 100.0% |
| 監査役荒井真澄 | 12          | 100.0  | 2          | 100.0  |
| 監査役内野直忠 | 10          | 83.3   | 2          | 100.0  |
| 監査役石川伸治 | 12          | 100.0  | 2          | 100.0  |

（注）監査役石島仁司氏は、平成28年6月23日開催の第35期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は1回であります。

## ③取締役会及び監査役会における発言状況

取締役関根則次氏は、社外取締役として議案、審議等につき、公認会計士の専門性を活かし、経営管理の観点等から必要な発言を適宜行っております。

監査役石島仁司氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役荒井真澄氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役内野直忠氏は、社外監査役として、公認会計士の専門性を活かし、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役石川伸治氏は、社外監査役として、税理士の専門性を活かし、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

①名 称 監査法人A & A パートナース

②報酬等の額

|                                  | 支 払 額    |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 18,200千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他の財産上の利益の合計額 | 18,200千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人に、お客様をはじめとして、株主様・取引業者様・地域社会等のすべてのステークホルダーとともに、会社の持続的な繁栄の実現のために、法令等の遵守を企業活動の根源とすることを周知徹底いたします。

そのため代表取締役は、代表取締役の下に、コンプライアンス体制の統括・管理をする組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人に対してのコンプライアンス教育や啓発活動を行います。

当社は、行動規範及びコンプライアンス基本規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程を制定し、整備します。同時に、法令違反その他のコンプライアンスに関する通報体制を整備し、内部通報窓口を設置します。

通報発生後の対応については、内部通報窓口経由でコンプライアンス委員会及び監査役会に報告し、各部門と再発防止策を策定し改善を図る体制にします。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとします。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行い、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

#### ③ 損失の危険の管理に関する体制

代表取締役は、当社の将来的な企業発展を脅かすリスクに対応するべく、リスクマネジメントの責任者として、リスク管理統括役員を任命し、各部門長とともに、全社的なリスクの評価と迅速かつ実践的な対応を行います。リスク評価の実施により、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し対応いたします。

また各部門においては、既存の規程・マニュアルを見直すとともに、各部門ごとのリスク管理体制を確立いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月 1 回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会でのより慎重な審議を促進するために、取締役及び部門長が出席する経営会議を毎月 2 回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。

また各部門長は、各職務分掌に基づき事業計画で決定している施策及び効率的な業務を執行するとともに、取締役会及び経営会議においてその執行状況を定期的に報告し、目標に対しての改善を行います。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。

なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務の補助を優先して従事します。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席することができます。また、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求め、何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報は速やかに、内部通報窓口担当及びコンプライアンス委員会から、監査役会に報告することを徹底します。

監査役の監査業務を効率的に遂行するために、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。監査役に報告を行った者に、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要なのは正を行うこととします。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、行動規範で、広く社会が認める企業であるために、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらないことを定めております。そのような個人・団体から不当要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備運用しております。

行動規範については、代表取締役直轄の内部監査室が、店長会議等で法令遵守の教育を実施するなど全従業員に周知徹底を図っております。

諸規定の遵守については、定例の会議において管理職が社内規程集の読み合わせを実施しております。

コンプライアンスに関する通報に関しては、コンプライアンス委員会が監査役に報告の上対応し、結果については経営会議で報告しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>I 流 動 資 産</b>   | <b>730,687</b>   | <b>I 流 動 負 債</b>     | <b>937,726</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 524,652          | 買 掛 金                | 218,615          |
| 売 掛 金              | 44,438           | 1年内返済予定の長期借入金        | 143,732          |
| 商 品 及 び 製 品        | 6,543            | リ ー ス 債 務            | 306              |
| 原材料及び貯蔵品           | 32,234           | 未 払 金                | 287,112          |
| 前 払 費 用            | 61,712           | 未 払 費 用              | 53,660           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 56,381           | 未 払 法 人 税 等          | 95,331           |
| そ の 他              | 4,725            | 未 払 消 費 税 等          | 52,203           |
| <b>II 固 定 資 産</b>  | <b>2,301,155</b> | 預 り 金                | 3,002            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,358,843</b> | 前 受 収 益              | 5,525            |
| 建 物                | 3,515,686        | ポ イ ン ト 引 当 金        | 15,300           |
| 構 築 物              | 818,337          | 賞 与 引 当 金            | 60,550           |
| 機 械 及 び 装 置        | 247,303          | そ の 他                | 2,387            |
| 車 両 運 搬 具          | 618              | <b>II 固 定 負 債</b>    | <b>706,134</b>   |
| 工具、器具及び備品          | 422,207          | 長 期 借 入 金            | 261,924          |
| 土 地                | 262,063          | 退 職 給 付 引 当 金        | 111,356          |
| リ ー ス 資 産          | 50,158           | 役員退職慰労引当金            | 160,397          |
| 減価償却累計額            | △3,957,531       | 資 産 除 去 債 務          | 127,458          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>173,421</b>   | 受 入 保 証 金            | 41,913           |
| 借 地 権              | 146,819          | 長 期 前 受 収 益          | 3,084            |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 15,914           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,643,861</b> |
| 電 話 加 入 権          | 4,576            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| そ の 他              | 6,111            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,387,982</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>768,891</b>   | 資 本 金                | 579,900          |
| 差 入 保 証 金          | 355,572          | 資 本 剰 余 金            | 496,182          |
| 長 期 前 払 費 用        | 27,866           | 資 本 準 備 金            | 496,182          |
| 繰 延 税 金 資 産        | 73,861           | 利 益 剰 余 金            | 317,566          |
| 保 険 積 立 金          | 315,745          | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 317,566          |
| そ の 他              | 4,097            | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 317,566          |
| 貸 倒 引 当 金          | △8,251           | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△5,666</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,031,843</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,387,982</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,031,843</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 7,145,908 |
| 売 上 原 価                 |         | 2,333,102 |
| 売 上 総 利 益               |         | 4,812,806 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 4,513,119 |
| 営 業 利 益                 |         | 299,686   |
| 営 業 外 収 益               |         | 59,772    |
| 営 業 外 費 用               |         | 46,619    |
| 経 常 利 益                 |         | 312,839   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 8,426   | 8,426     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 304,413   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 117,278 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,159  | 116,118   |
| 当 期 純 利 益               |         | 188,294   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                               | 株 主 資 本 |           |               |                                      |               |         |             |
|-----------------------------------------------|---------|-----------|---------------|--------------------------------------|---------------|---------|-------------|
|                                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金                            |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                                               |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 合 |         |             |
| 平成28年4月1日 期首残高                                | 579,900 | 496,182   | 496,182       | 172,636                              | 172,636       | △5,666  | 1,243,051   |
| 事業年度中の変動額                                     |         |           |               |                                      |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                                   |         |           |               | △43,364                              | △43,364       |         | △43,364     |
| 当 期 純 利 益                                     |         |           |               | 188,294                              | 188,294       |         | 188,294     |
| 自 己 株 式 の 取 得                                 |         |           |               |                                      |               | —       | —           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |               |                                      |               |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                                   | —       | —         | —             | 144,930                              | 144,930       | —       | 144,930     |
| 平成29年3月31日 期末残高                               | 579,900 | 496,182   | 496,182       | 317,566                              | 317,566       | △5,666  | 1,387,982   |

|                                               | 純資産合計     |
|-----------------------------------------------|-----------|
| 平成28年4月1日 期首残高                                | 1,243,051 |
| 事業年度中の変動額                                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                   | △43,364   |
| 当 期 純 利 益                                     | 188,294   |
| 自 己 株 式 の 取 得                                 | —         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) | —         |
| 事業年度中の変動額合計                                   | 144,930   |
| 平成29年3月31日 期末残高                               | 1,387,982 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
  - ・自社利用のソフトウェア 定額法
  - ・その他の無形固定資産
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法
- ④ 長期前払費用 定額法  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務(従業員の自己都合による期末要支給額)に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金 将来の金券使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎として、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は、軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

固定資産売却損

固定資産売却損の内訳は、下記のとおりであります。

|       |         |
|-------|---------|
| 建物    | 82千円    |
| 構築物   | 7千円     |
| 車両運搬具 | 82千円    |
| 土地    | 8,252千円 |
| 計     | 8,426千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,449,168株  | 一株         | 一株         | 1,449,168株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 3,700株      | 一株         | 一株         | 3,700株     |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月23日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 43,364千円   |
| ・1株当たり配当額 | 30円        |
| ・基準日      | 平成28年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成28年6月24日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年6月22日開催の第36期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 43,364千円   |
| ・1株当たり配当額 | 30円        |
| ・基準日      | 平成29年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成29年6月23日 |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |            |
|-----------|------------|
| 賞与引当金     | 18,582千円   |
| 未払水道光熱費   | 12,818千円   |
| 未払事業税     | 14,937千円   |
| 退職給付引当金   | 33,919千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 48,857千円   |
| 貸倒引当金     | 2,532千円    |
| ポイント引当金   | 4,695千円    |
| 有形固定資産    | 105,782千円  |
| 資産除去債務    | 44,299千円   |
| その他       | 5,853千円    |
| 繰延税金資産小計  | 292,278千円  |
| 評価性引当額    | △149,758千円 |
| 繰延税金資産合計  | 142,520千円  |
| (繰延税金負債)  |            |
| 資産除去債務    | 8,883千円    |
| 差入保証金     | 3,394千円    |
| 繰延税金負債合計  | 12,277千円   |
| 繰延税金資産の純額 | 130,242千円  |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に関する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入にて調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、概ねクレジットカード会社に対するものであり、回収期間は1ヶ月以内であります。

差入保証金は、店舗に係る敷金及び建設協力金であり、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

受入保証金は、店舗敷地の一部転貸に係る敷金及び建設協力金であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は上記のとおりであります。また、店舗土地建物に係るオーナー様については、担当者が定期的に訪問、面談を行っております。

##### (ii)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|----------|-----------|-----------|---------|
| ①現金及び預金  | 524,652   | 524,652   | —       |
| ②売掛金     | 44,438    | 44,438    | —       |
| ③差入保証金   | 355,572   |           |         |
| 貸倒引当金(*) | △8,251    |           |         |
|          | 347,321   | 336,793   | △10,527 |
| 資産計      | 916,411   | 905,884   | △10,527 |
| ①買掛金     | 218,615   | 218,615   | —       |
| ②長期借入金   | 405,656   | 405,991   | 335     |
| ③リース債務   | 306       | 305       | △1      |
| ④未払金     | 287,112   | 287,112   | —       |
| ⑤未払法人税等  | 95,331    | 95,331    | —       |
| ⑥受入保証金   | 41,913    | 41,849    | △64     |
| 負債計      | 1,048,935 | 1,049,205 | 270     |

(\*) 差入保証金に個別に設定している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

当社では、差入保証金に関しては、その将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値で算定しております。

負債

①買掛金、④未払金、⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ②長期借入金、③リース債務

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるもの及びリース債務は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値で算定しております。

## ⑥受入保証金

当社では、受入保証金に関しては、その将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクを加味し合理的と思われる利率で割り引いた現在価値で算定しております。

## 2. 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超   |
|--------|---------|---------|----------|--------|
| 現金及び預金 | 524,652 | —       | —        | —      |
| 売掛金    | 44,438  | —       | —        | —      |
| 差入保証金  | 25,263  | 133,463 | 143,759  | 53,085 |
| 合計     | 594,354 | 133,463 | 143,759  | 53,085 |

## 3. 長期借入金及びリース債務等の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 長期借入金 | 143,732 | 130,956     | 86,758      | 39,854      | 4,356       | —      |
| リース債務 | 306     | —           | —           | —           | —           | —      |
| 受入保証金 | 2,128   | 2,051       | 2,624       | 1,550       | 2,043       | 31,514 |
| 合計    | 146,167 | 133,007     | 89,382      | 41,404      | 6,399       | 31,514 |

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 960円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 130円27銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

13. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月15日

株式会社 フライングガーデン

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

|                   |       |             |
|-------------------|-------|-------------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 加 賀 美 弘 明 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡 賢 治 ㊞     |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フライングガーデンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月18日

株式会社フライングガーデン 監査役会

|       |         |   |   |   |   |   |
|-------|---------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | (社外監査役) | 石 | 島 | 仁 | 司 | ㊟ |
| 監査役   | (社外監査役) | 荒 | 井 | 真 | 澄 | ㊟ |
| 監査役   | (社外監査役) | 内 | 野 | 直 | 忠 | ㊟ |
| 監査役   | (社外監査役) | 石 | 川 | 伸 | 治 | ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は43,364,040円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (2) 条文新設に伴い、現行定款第8条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (3) 上記の変更に伴う所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案                                                                                           |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                      | <u>(単元未満株主の売渡請求)</u>                                                                            |
|                                            | <u>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</u> |
| (単元未満株主の権利制限)                              | (単元未満株主の権利制限)                                                                                   |
| 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 | 第9条 (現行どおり)                                                                                     |
| (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利                    | (1) (現行どおり)                                                                                     |
| (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利                     | (2) (現行どおり)                                                                                     |
| (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利                | (3) (現行どおり)                                                                                     |
| (新 設)                                      | <u>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u>                                                             |
| 第9条～第10条 (条文省略)                            | 第10条～第11条 (現行どおり)                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、<u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>47</u> 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>48</u> 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 <u>49</u> 条 (条文省略)</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・<u>買増し</u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>49</u> 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法<u>第454条</u>第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 <u>50</u> 条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当 社 株 式 数 | 当社との<br>特 別 の<br>利害関係 |
|-------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 1     | の ざわ や じ ま<br>野 沢 八 千 万<br>(昭和22年11月29日生)     | 昭和51年11月 ノザワ創業<br>昭和56年12月 株式会社ノザワハッピーフーズ<br>事業本部設立 代表取締役社長<br>昭和58年7月 ノザワハッピーフーズ株式会社に社名変更 代表取締役社長<br>平成8年11月 株式会社フライングガーデンに社名変更 代表取締役社長（現任）                                                                                                                                    | 416,390株          | なし                    |
| 2     | の ざわ た か ふ み<br>野 沢 卓 史<br>(昭和54年8月2日生)       | 平成23年1月 当社入社<br>平成25年2月 当社社長室長<br>平成25年6月 当社取締役社長室長<br>平成26年6月 当社常務取締役社長室長<br>平成26年7月 当社常務取締役営業支援本部長 兼 社長室長（現任）                                                                                                                                                                 | 66,124株           | なし                    |
| 3     | なが の さ と し<br>長 野 さ と し 令<br>(昭和34年7月1日生)     | 昭和57年2月 当社入社<br>平成20年7月 当社人事部長<br>平成21年6月 当社取締役人事部長<br>平成21年6月 当社取締役業務統括部長 兼 人事担当部長<br>平成22年7月 当社取締役業務統括部長<br>平成23年6月 当社常務取締役内部統制担当<br>平成23年7月 当社常務取締役内部統制担当 兼 内部監査室長<br>平成24年7月 当社常務取締役営業部門管掌<br>平成25年2月 当社常務取締役<br>平成26年7月 当社常務取締役営業本部長<br>平成28年12月 当社常務取締役営業本部長 兼 立地開発部長（現任） | 4,435株            | なし                    |
| 4     | か た や な ぎ の り ゆ き<br>片 柳 紀 之<br>(昭和35年9月21日生) | 昭和59年4月 株式会社足利銀行入行<br>平成17年4月 同行営業本部次長<br>平成17年8月 当社入社 管理部長代理<br>平成17年10月 当社管理部長<br>平成19年6月 当社取締役管理部長<br>平成20年7月 当社取締役財務部長（現任）                                                                                                                                                  | 1,591株            | なし                    |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当 社 株 式 数 | 当社との<br>特 別 の<br>利害関係 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 5         | ほん じょう ひろし<br>本 城 弘<br>(昭和30年4月17日生)   | 昭和51年4月 ロイヤル株式会社入社<br>昭和58年9月 同社エリアスーパーバイザー<br>昭和60年6月 同社教育部主任教官<br>昭和63年4月 同社事業部<br>主席スーパーバイザー<br>平成6年2月 同社営業本部<br>主席スーパーバイザー<br>平成14年11月 当社入社 商品部長<br>平成16年6月 当社取締役商品部長<br>平成18年5月 当社取締役営業部長<br>平成20年2月 当社取締役営業本部長<br>平成21年2月 当社取締役商品部長<br>平成23年7月 当社取締役商品部長<br>兼 商品開発担当部長<br>平成24年7月 当社取締役商品開発部長(現任) | 2,591株            | なし                    |
| 6         | みや むら てつ や<br>宮 村 哲 也<br>(昭和42年3月3日生)  | 平成元年4月 当社入社<br>平成20年2月 当社営業部長<br>平成21年6月 当社取締役営業部長<br>平成24年7月 当社取締役購買外販部長<br>平成26年7月 当社取締役購買部長(現任)                                                                                                                                                                                                      | 2,453株            | なし                    |
| 7         | せき ね のり つぐ<br>関 根 則 次<br>(昭和31年1月20日生) | 昭和57年10月 クーパース&ライブランド<br>会計事務所入社<br>昭和62年8月 公認会計士登録<br>昭和63年4月 関根公認会計士事務所<br>所長(現任)<br>平成12年5月 当社取締役(現任)                                                                                                                                                                                                | 2,233株            | なし                    |

- (注) 1. 関根則次氏は、社外取締役候補者であります。
2. 関根則次氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門性を活かし、経営管理の観点等から当社の経営に有用な助言・提言をしていただけることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
3. 関根則次氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって17年になります。
4. 所有する当社の株式数には役員持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役荒井真澄氏、内野直忠氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 | 当社との<br>特 別 の<br>利 害 関 係 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------|
| 1         | あら い ま すみ<br>荒 井 真 澄<br>(昭和16年2月5日生)  | 昭和40年3月 栃木県中小企業団体中央会入会<br>平成9年12月 加治金属株式会社入社<br>平成13年4月 株式会社農住センター入社<br>平成14年6月 当社監査役(現任) | 2,791株                 | なし                       |
| 2         | うち の なお ただ<br>内 野 直 忠<br>(昭和14年6月3日生) | 昭和43年3月 公認会計士登録<br>昭和49年9月 公認会計士内野直忠事務所所長<br>(現任)<br>平成元年7月 当社監査役(現任)                     | 4,471株                 | なし                       |

(注) 1. 荒井真澄氏及び内野直忠氏は、社外監査役候補者であります。

2. 荒井真澄氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの業務経験を活かして、当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、当社の経営に有用な助言をいただいていると判断したためであります。また、荒井真澄氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、中小企業の指導経験等を通じて企業経営に関して十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

内野直忠氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としてこれまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして客観的な立場から当社の経営を監視していただいていると判断したためです。また、内野直忠氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として財務及び会計に精通され、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

3. 荒井真澄氏及び内野直忠氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって荒井真澄氏は15年、内野直忠氏は28年になります。
4. 所有する当社の株式数には役員持株会における持分を含んでおります。

以上

メ モ

[illegible]

メ モ

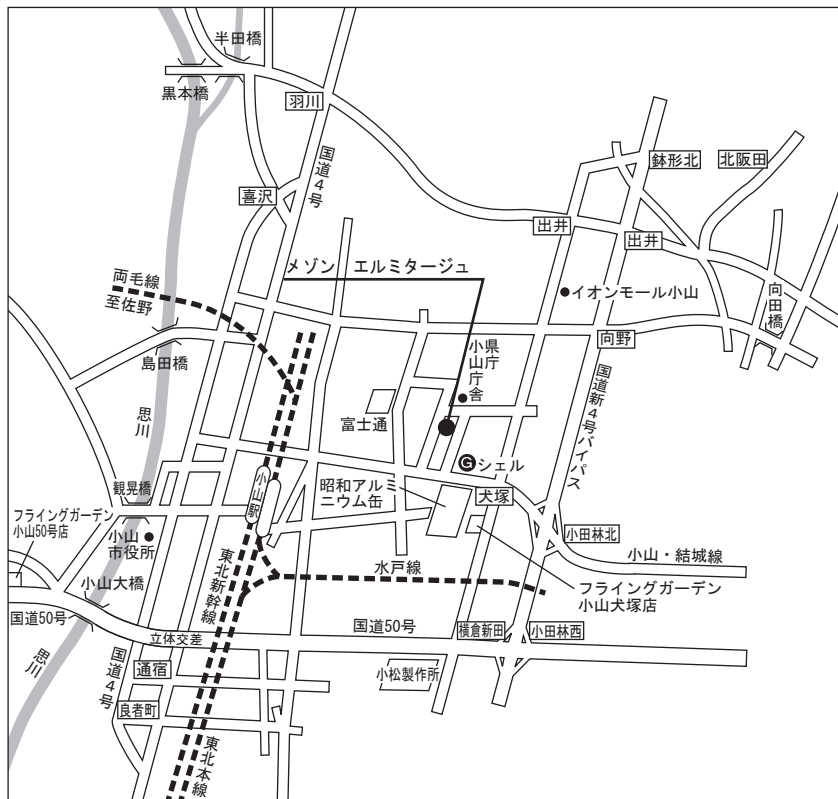
[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会場：栃木県小山市犬塚二丁目29番2号

メゾン エルミタージュ

TEL 0285-21-4122



交通 ●小山駅（東北新幹線、両毛線、東北本線、水戸線）東口より  
タクシー利用で5～10分

●東北自動車道

佐野・藤岡インターチェンジ小山方面へ車で約35分

注：国道4号線・市内は時間帯により混み合います。